

留萌市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 平成30年度の 人件費率
元年度	人 20,715	千円 13,412,428	千円 216,006	千円 1,673,253	% 12.5	% 12.3

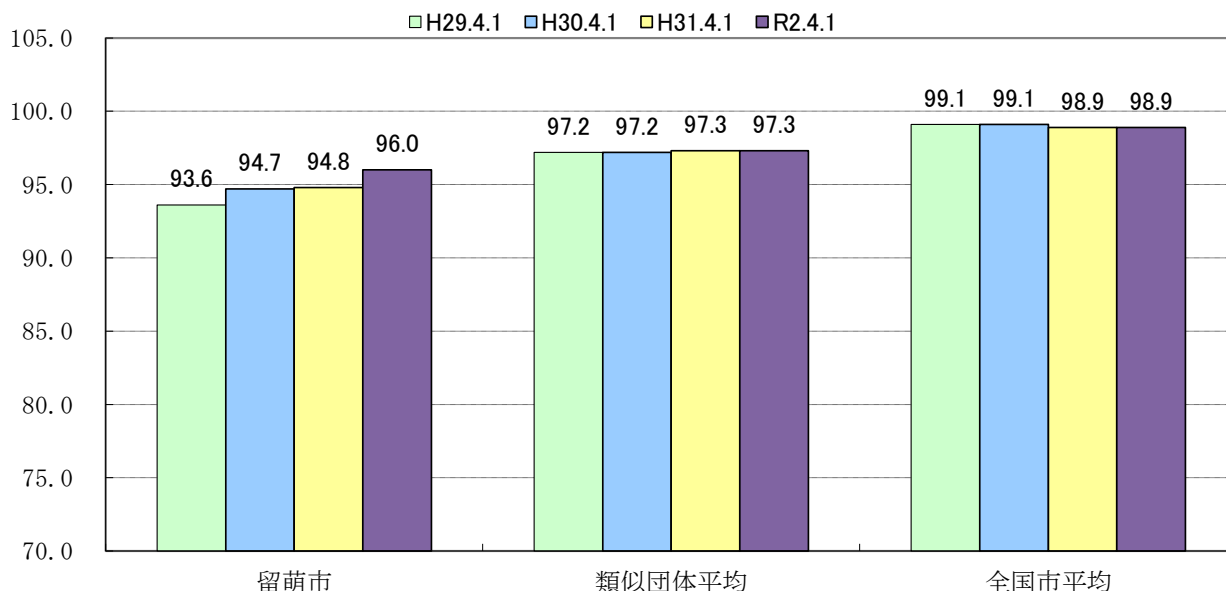
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
元年度	177人	千円 604,928	千円 240,611	千円 104,028	千円 949,567

(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,365	千円 5,906

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較す

るため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

令和2年4月より、これまで3・4級であった係長職を4級とするよう級別職務分類を見直したことによる。

(4) 給与改定の状況 ～ 当市は、人事委員会を設置していないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置を実施した。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況（令和2年4月1日現在）

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
留萌市	41.5歳	296,000円	343,717円	324,170円
北海道	43.2歳	321,400円	389,524円	363,672円
国	43.2歳	327,564円	—	408,868円
類似団体	42.4歳	312,923円	365,024円	338,828円

(2) 職員の初任給の状況

区分		留萌市	北海道	国
一般行政職	大学卒	182,200円	182,200円	182,200円
	高校卒	150,600円	150,600円	150,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の様況

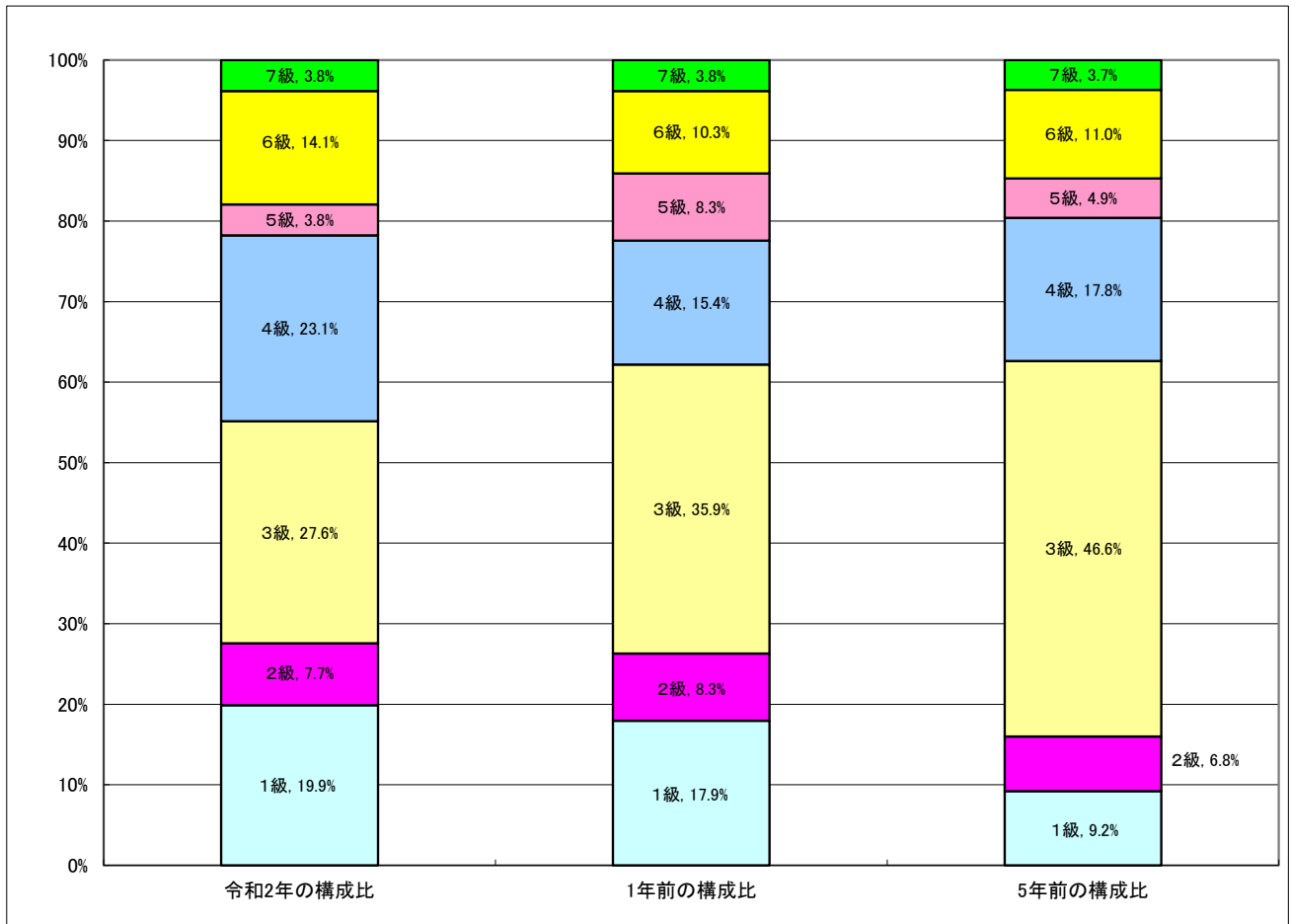
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	256,800円	335,200円	392,100円	402,900円
	高校卒	219,700円	301,900円	340,200円	358,500円

3 一般行政職の級別職員数等の様況（令和2年4月1日現在）

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の様況

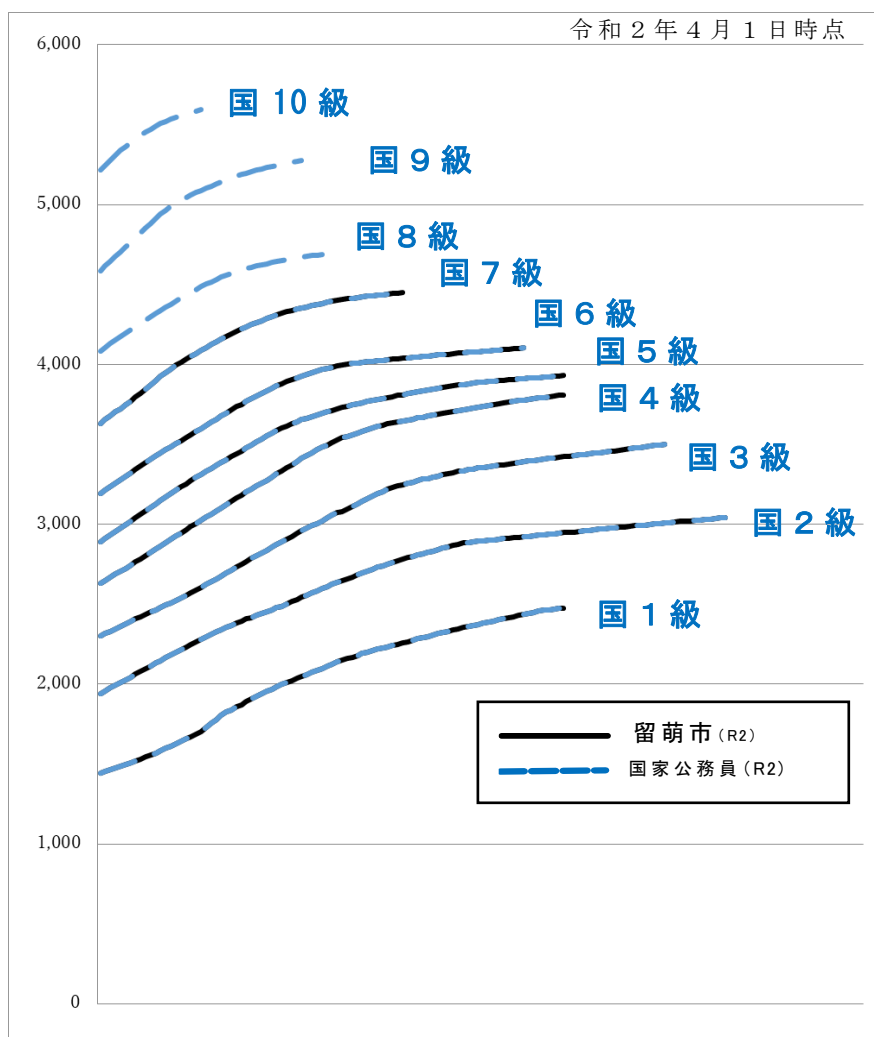
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	31	19.9%	146,100円	247,600円
2 級	主事、技師	12	7.7%	195,500円	304,200円
3 級	主任	43	27.6%	231,500円	350,000円
4 級	係長	36	23.1%	264,200円	381,000円
5 級	課長、主幹	6	3.8%	289,700円	393,000円
6 級	課長	22	14.1%	319,200円	410,200円
7 級	部長	6	3.8%	362,900円	444,900円

- (注) 1 留萌市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））



(2) 昇給への人事評価の活用状況（留萌市）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している			
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況（令和2年4月1日現在）

(1) 期末手当・勤勉手当

留 萌 市	北 海 道	国
1人当たり平均支給額（元年度） 1,381千円	1人当たり平均支給額（元年度） 1,579千円	—
(元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（留萌市）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当

留 萌 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)
1人当たり平均支給額 6,427千円 19,071千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給実績（元年度決算）	支給実績なし
-------------	--------

(4) 特殊勤務手当

支給実績（元年度決算）	支給実績なし
-------------	--------

(5) 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	36,518千円
職員1人当たり平均支給額（元年度決算）	243千円
支給実績（30年度決算）	48,929千円
職員1人当たり平均支給額（30年度決算）	312千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（元年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）
扶養手当	配偶者→6,500円 子→10,000円 父母等→6,500円 16歳から22歳までの子→1人につき5,000円加算	同じ	—	16,153千円	224,340円
住居手当	借家等上限→27,000円	異なる	親族等との賃貸借契約に基づいた住居に居住し、職員が借家に居住する	22,206千円	304,188円
通勤手当	自動車等使用距離が片道 2km以上5km未満→2,000円 5km以上10km未満→4,200円 10km以上15km未満→7,100円 15km以上20km未満→10,000円 20km以上25km未満→12,900円 25km以上30km未満→15,800円 30km以上35km未満→18,700円 35km以上40km未満→21,600円 40km以上45km未満→24,400円 45km以上50km未満→26,200円 50km以上55km未満→28,000円 55km以上60km未満→29,800円 60km以上→31,600円 片道2km以上交通機関を利用した場合の運賃等の額に相当する額（上限55,000円）	同じ	—	2,568千円	36,691円
管理職手当	管理又は監督の地位にある一般職員にその職務の区分に応じた額 部長→55,000円 課長→41,000円 主幹→32,000円	異なる	いずれの額も国を下回る	18,938千円	511,838円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた一般職員→正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同じ	—	441千円	15,224円
寒冷地	毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」とい	同じ	—	15,277千円	81,694円

手当	う。)において、在職する一般職員に対して支給する。 寒冷地手当の月額、基準日における次の各号に掲げる一般職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 世帯主（主としてその収入によって世帯の生計を支えている者をいう。次号において同じ。）である一般職員であって第9条第2項に規定する扶養親族を有する者→23,360円 (2) 世帯主である一般職員であって、扶養親族を有しないが、居住のため、1戸を構えている者又は下宿、寮等の1室を専用している者→13,060円 (3) 前2号に掲げる一般職員以外の者→8,800円				
児童手当	15歳以下（15歳到達後最初の3月31日まで）のこどもを養育している者 3歳未満→15,000円 3歳以上～小学校修了前→10,000円（第3子以降は15,000円） 中学生→10,000円	同じ	—	7,355千円	198,784円
単身赴任手当	勤務箇所を異にする移動に伴い、住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなり、単身で生活することを常況とする一般職員に対して、単身赴任手当として30,000円を支給する。（一般職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じて、その額に、70,000円を超えない範囲で、規則で定める額を加算した額とする。）	同じ	—	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 区 町 村 長	830,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 950,000円 / 592,900円
	副 市 町 村 長	680,000円	781,000円 / 587,900円
報 酬	議 長	380,000円	510,000円 / 310,000円
	副 議 長	340,000円	455,000円 / 280,000円
	議 員	310,000円	430,000円 / 260,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(元年度支給割合) 4.50月分	
	議 長 副 議 員	(元年度支給割合) 4.50月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 830,000×550/100×在職期間 18,260,000 任期毎 680,000×450/100×在職期間 12,240,000 任期毎	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

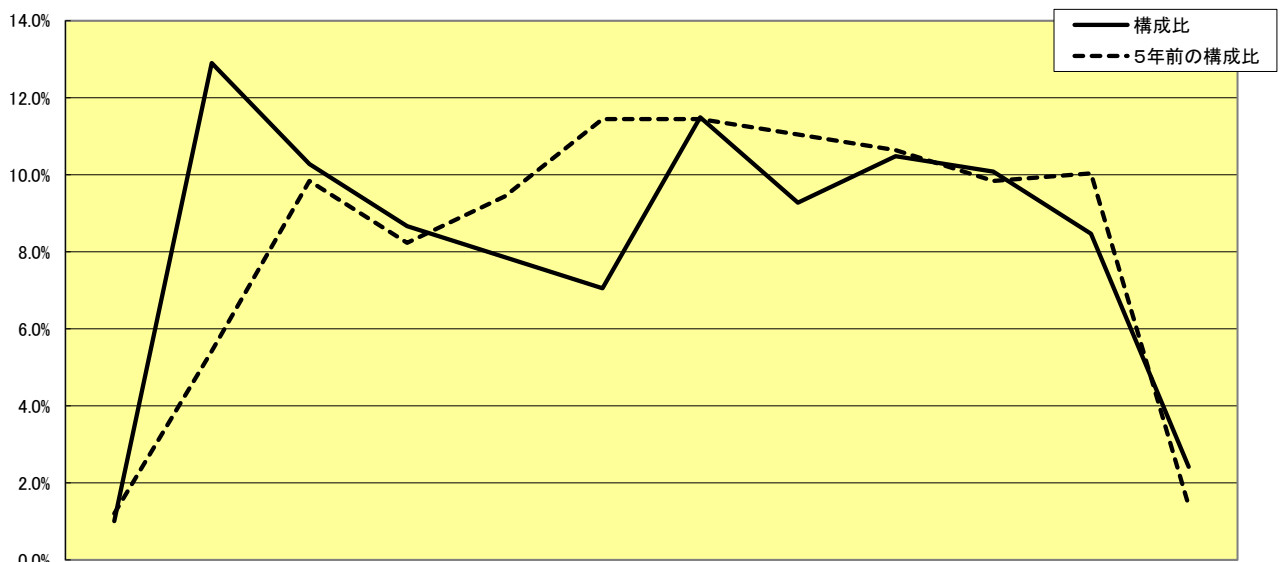
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成31年	令和2年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会・総務	54	55	1	地域戦略室の新設による増 収納係の減員による 保健師の増員による
		税務	14	13	△1	
		福祉	54	55	1	
		経済	18	18	0	
		土木	20	20	0	
	計	160	161	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.72人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 73.71人)	
	教育部門	15	16	1	生涯学習係担当職員の減	
	消防部門					
	小 計	175	177	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.45人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 93.61人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 水 道 下 水 道 そ の 他	病院	290	288	△2	医療技術職の減員による 上水道係・浄水場係の欠員不補充
		水道	13	11	△2	
		下水道	4	4	0	
		その他	16	16	0	
	小 計	323	319	△4		
合 計			498 [683]	496 [683]	△2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 239.44人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和2年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	5人	64人	51人	43人	39人	35人	57人	46人	52人	50人	42人	12人	496人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	27年	28年	29年	30年	31年	2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	157	161	165	163	160	161	4(0.5%)
教育	16	17	18	17	15	16	0(0.0%)
消防							(%)
普通会計	173	178	183	180	175	177	4(0.6%)
公営企業等会計	324	317	331	333	323	319	△5(△0.2%)
総合計	497	495	514	513	498	496	△1(0.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。